

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 規 則 市町村に対して交付すべき昭和五十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則
- ◇ 告 示 銃猟禁止区域の設定

規 則

市町村に対して交付すべき昭和五十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十三号

市町村に対して交付すべき昭和五十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和五十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關し必要な事項を定めるものとする。

(端数計算)

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(市町村民税の所得割に係る昭和五十七年度に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの昭和五十七年度に係る基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[\{ (62,553円 \times \alpha) \times A - B + C + D \} \times 0.731 \right] \times 0.997049640$$

(62,553円×α) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 昭和56年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表例「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

の合計数に別表第二のAの欄に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和56年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち(カ)欄に係る額に1.039を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

C 昭和56年度市町村税課税状況等の調第16表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「昭和55年度」のうち「計」欄に係る額に1.294を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る昭和57年度の当初調定に係る税額として知事が調査した当該市町村の額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBの欄に定める単位数補正率

(市町村及び県民課税の課税標準額の算定方法)

算式 $\frac{\text{課税標準額の合計額}}{\text{納税義務者の総数}}$

算式

$$\{ (8,590 \text{円} \times (A \times B)) \times 0.13575 \} \times 0.999425834$$

(A×B)に500円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数を1,000円とする。

算式の符号

A 当該市町村の区域内における昭和56年3月1日から昭和57年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数(500円未満の端数は切り捨て、500円以上1,000円未満の端数は1,000円とする。以下同じ。)

B 次の算式によつて算定したたばこ売り渡し本数の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0024 \right) \times 1.0116$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和54年3月1日から昭和55年2月29日までの間のたばこ売り渡し本数

(課税標準額の算定方法)

算式 $\frac{\text{課税標準額の合計額}}{\text{納税義務者の総数}}$

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.994711019$$

算式の符号

A 昭和56年3月1日から昭和57年2月28日までの電気料金(地方税法(昭和25年法律第226号)第488条に規定する料金相当額を含む。)に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和56年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定した電気税の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.3327\right) \times 1.0597$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和54年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入額

(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.998793048$$

算式の符号

A 昭和56年3月1日から昭和57年2月28日までのガス料金(地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。)に係るガス税として、ガス事業者が昭和56年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.1990\right) \times 0.7069$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和54年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和五十三年、昭和五十四年及び昭和五十五年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定の過程及び算定した数量に一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

区 分	素材生産量補正率
坑木用材及びパルプ用材として使用されるもの	〇・五九八八〇
その他のもの	〇・六〇一三三三

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.998675942$$

算式の符号

A 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第55条の7の規定により、昭和56年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、

その端数を四捨五入する。))

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.990 \right) \times 1.017$$

a 前記Aに同じ。

b 地方税法施行令第55条の7の規定により、昭和54年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和五十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。
- 2 市町村に対して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則(昭和五十六年十一月鳥取県規則第七十三号)は、廃止する。

別表第一(第三条関係)

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘ずる率

課税標準額の段階	乗 率
五万円以下のもの	五・〇四二
五万円を超え十万円以下のもの	三・九〇七
十万円を超え三十万円以下のもの	一・五四六
三十万円を超え四十五万円以下のもの	一・一二九
四十五万円を超え七十万円以下のもの	一・〇三八
七十万円を超え百万円以下のもの	一・〇一一

百万円を超え百三十万円以下のもの
 百三十万円を超え二百三十万円以下のもの
 二百三十万円を超えるもの

一・〇〇五
 一・〇〇二
 一・〇〇〇

別表第二(第三条関係)

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇〇六	一・二六八	東郷町	〇・九八七	〇・八三二
米子市	一・〇二〇	一・二二三	三朝町	一・〇〇九	〇・六三六
倉吉市	〇・九八二	〇・九八七	関金町	〇・九四七	〇・五五三
境港市	一・〇二三	〇・九八四	北条町	一・〇四三	〇・六六一
国府町	一・〇〇三	〇・七九三	大栄町	〇・九六〇	〇・七三三
岩美町	〇・九九二	〇・六七七	東伯町	〇・九八六	〇・七九四
福部村	〇・九七〇	〇・五七〇	赤碓町	〇・九八七	〇・七七三
郡家町	〇・九七八	〇・七四〇	西伯町	一・〇一三	〇・七四二
船岡町	〇・九九六	〇・七〇九	会見町	一・〇〇三	〇・七六〇
河原町	〇・九六〇	〇・七四二	岸本町	一・〇〇〇	〇・七四二
八東町	〇・九七二	〇・七六四	日吉津村	一・〇一九	〇・九八四
若桜町	一・〇〇〇	〇・七一八	淀江町	〇・九八九	〇・八四四
用瀬町	〇・九七五	〇・七六八	大山町	〇・九九六	〇・六九六
佐治村	〇・九四四	〇・四七四	名和町	〇・九七七	〇・七九五
智頭町	一・〇〇六	〇・七九八	中山町	〇・九四五	〇・七九二

泊 村	羽 合 町	青 谷 町	鹿 野 町	氣 高 町
〇・九五〇	一・〇三四	〇・九八三	〇・九八四	〇・九九九
〇・六一〇	〇・七二五	〇・六八〇	〇・六三〇	〇・七二八
	溝 口 町	江 府 町	日 野 町	日 南 町
	一・〇一六	一・〇一七	一・〇一七	一・〇〇八
		〇・八〇八	〇・八三六	〇・六八七

告 示

鳥取県告示第千百三三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
日光 銃猟禁 止区域	気高郡気高町大字日光地内の国道九号と町道日光村内線との交差点を起点とし、同	昭和五十七年十一月十日から昭和六十七年十一月十日まで	四〇ヘクタール

所から同町道を南西及び北方に進み、同町道の終点に至り、同所から耕地と山林との境界を南東に進み、町道新田下坂本線に至り、同町道を北方に進み、町道日光二号線に至り、同町道を北西に進み、国道九号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

月九日まで

三本松
銃猟禁
止区域

鳥取県立日野産業高等学校三本松農場敷地全域

昭和五十七年十一月一日から昭和六十七年十一月三十日まで

五〇ヘクタール